

大総務第 5 号
令和 4 年 4 月 20 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスに係る中期目標の変更について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市水道局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標変更案 別紙のとおり。

大阪水道総合サービスが達成すべき事業経営に関する中期目標の変更について

1 中期目標の変更について

当局は、近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うという行政目的の達成のため、大阪水道総合サービスを外郭団体として指定しており、同社には、水道事業者である他の市町村に対する技術的な支援や人材の確保及び育成等の支援業務の実務を担う委託先として、支援業務を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するため水道事業に関する総合的な技術やノウハウ・人材の確保、育成を求めています。

外郭団体の監理においては、同社に求める役割（人材の確保・育成）を達成する観点から当局が中期目標を設定するものでありますが、現在の中期目標は、本市を補完する役割という観点で、本市と当該外郭団体の連携（補完）により達成するという認識のもと中期目標が設定されていることから、現在の認識をあらため、同社単独で達成する中期目標に変更し、人材の確保や育成にかかる期間を踏まえ目標を設定します。

※外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 1 項

第 12 条 所管所属長は、おおむね 3 年以上 5 年以下の期間において 所管する外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該外郭団体に提示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

（３）（２）の状態（他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態）を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

【変更前】

指標 1 : 他の水道事業者からの支援の要請に支援体制がないことを理由としてこたえられなかった件数

目標 1 : 0（中期目標期間中）

指標 2 : 研修の受講枠

目標 2 : 令和 2 年度 480 名以上

令和 3 年度 493 名以上

令和 4 年度 507 名以上

令和 5 年度 520 名以上

中期目標期間累計で合計 2,000 名以上

【変更後】

【技術支援事業に関する指標】

他の水道事業者からの支援要請があった業務に従事する外郭団体の社員数

目標 : 令和 4 年度 5 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 7 名の 70%以上)

令和 5 年度 7 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 8 名の 80%以上)

【研修事業に関する指標】

他の水道事業者からの支援要請に応えるために開設する 21 の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数

目標 : 令和 4 年度 19 講座以上 (支援要請に応えるために必要となる 21 講座の 90%以上)

令和 5 年度 21 講座

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

株式会社大阪水道総合サービス

2 所管所属名

水道局

3 中期目標の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

【技術支援事業に関する指標】

他の水道事業者からの支援要請があった業務に従事する外郭団体の社員数

目標： 令和 4 年度 5 名以上（支援要請に応えるために必要となる人員総数 7 名の 70%以上）

令和 5 年度 7 名以上（支援要請に応えるために必要となる人員総数 8 名の 80%以上）

【研修事業に関する指標】

他の水道事業者からの支援要請に応えるために開設する 21 の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数

目標： 令和 4 年度 19 講座以上（支援要請に応えるために必要となる 21 講座の 90%以上）

令和 5 年度 21 講座

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者からの支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

人員養成・ノウハウの蓄積に関する具体的な実施計画の策定と進行管理、支援をした水道事業者数など

5 その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

特になし。

6 制定日

令和 2 年 3 月 31 日

令和 4 年 4 月 日改定

中期目標を達成するための計画（中期計画）

1 団体名

株式会社大阪水道総合サービス

2 中期計画の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間

3 水道局の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業経営の実施に関する事項

（1）水道局の行政目的又は施策の具体的な内容

水道局が、近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと

（2）中期目標の期間終了時において上記（1）の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

他の水道事業者から水道局に対して支援の要請があった場合に、当社との連携を通じてその要請にこたえることができる状態

（3）（2）の状態にするために当社が担うべき役割

支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者への支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

4 3を果たすために当社が行う事業経営の実施に関する事項

2020（令和元）年 2 月 17 日付けで水道局と当社で締結した「大阪市水道局と株式会社大阪水道総合サービスによる水道事業の広域連携及び海外展開に係る事業等の実施に関する協定書」及び各事業に関する水道局との個別の契約に基づき、次のとおり取り組みます。

（1）国内の水道事業体に対する技術支援事業

水道局に対して技術支援の求めがあり、連携協定を締結した事業体（以下「連携事業体」といいます。）を対象に、水道局と連携して、次の技術支援事業を実施します。

これらにより、多くの中小規模の事業体が抱えている、技術継承や専門的な職種の技術職員の確保といった課題の解決に貢献します。

(ア) 施設の設計及び施工監理

連携事業体及び連携事業体から委託を受けた請負者との進捗会議に出席し、水道局と連携・調整しながら技術的なアドバイス、提案等を行います。

また、配水管更新工事の設計・施工管理において、連携事業体職員が実施する監督業務について、水道局と連携しながら、現場パトロールや断通水作業などを実施し、実務的にサポートします。

(イ) 水安全計画や各種マニュアルの策定

連携事業体と定期的に進捗会議を開催し、水道局と連携・調整しながら技術的な助言を行い、作成作業を実施します。

(2) 国内の水道事業体の職員等に対する研修事業（水道局の保有する体験型研修センター（以下「研修センター」といいます。）の管理運営を含みます。以下同じ。）

水道局が主に研修センターで実施している他都市水道事業体や各種団体等への研修の申込受付、準備、運営、講師等の業務、及び研修センターにある施設・設備の点検・維持管理等の業務等を行います。

なお、水道局の他事業体職員向け研修プログラム（水道局独自プログラム）については、各プログラムとも年1回開催を基本としていますが、多くの講座で申し込みが定員を上回る状況となっています。

また、公益社団法人日本水道協会主催の研修も受講希望者が多く、申込開始後、毎年早い段階で定員に達しているという状況を踏まえ、広域的な人材育成に寄与すべく、各事業体のニーズに合わせて、各研修の開催を増やします。

これに加えて、各事業体の要望に合わせて、カスタマイズして実施するオーダーメイド研修についても内容の充実を図り、対象者も事業体に限定せず、民間企業社員も受け入れます。

5 成果への貢献度を示す指標

(1) 対象事業活動に関する指標・目標

ア 国内の水道事業体に対する技術支援事業

連携事業体からの全ての支援要請に確実に応えられるよう、水道局が実施を求めた支援業務を確実に実施します。

また、将来的に、当社が連携事業体の支援業務を単独で安定的かつ継続的に受注できるようにしていくためには、多様化する支援要請に対応できるよう、幅広い業務に必要な知識・技術を備えた人材を増やすことが重要なことから、さらなるプロパー社員の育成を進め、支援業務を持続的に行える総合的な対応力を有する体制づくりに努めます。

(中期計画における指標・目標)

指標 1 : 大阪市が他の水道事業者からの支援要請を受けて行う技術支援業務に従事する当社の社員数

目標 : 令和 4 年度 : 5 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 7 名の 70%以上)

令和 5 年度 : 7 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 8 名の 80%以上)

指標 2 : 大阪市が他の水道事業者からの支援要請を受けて行う技術支援業務に従事する当社のプロパー社員数

目標 : 令和 4 年度 : 0 名 (プロパー社員のさらなるレベルアップに向けた育成期間)

令和 5 年度 : 1 名以上

<参考> (中期目標における指標・目標)

指標 : 他の水道事業者からの支援要請があった業務に従事する外郭団体の社員数

目標 : 令和 4 年度 5 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 7 名の 70%以上)

令和 5 年度 7 名以上 (支援要請に応えるために必要となる人員総数 8 名の 80%以上)

イ 国内の水道事業体の職員等に対する研修事業

水道局が他事業体からの受講希望の増大に併せて研修受講枠の拡大を確実に実施できるように、水道局が実施を求める講座の講師業務を確実に実施します。

また、将来的に、当社が単独で他事業体研修を継続的かつ安定的に実施できるようにするためには、幅広い分野の研修に対応可能な研修講師の確保が必要となることから、一定の事務・技術ノウハウを有すると認められる人材に対する講師登録への勧誘を継続するとともに、プロパー社員を計画的に育成し、講師となる水道事業体退職者等とプロパー社員のバランスを図ることで、当社で全ての講座を担うことができる体制づくりに努めます。

(中期計画における指標・目標)

指標 1 : 大阪市が他の水道事業者からの支援要請を受けて開設する職員向け研修講座(21 講座) のうちの当社の社員が登録講師となっている講座数

目標 : 令和 4 年度 : 19 講座(支援要請に応えるために必要となる 21 講座の 90%以上)
令和 5 年度 : 21 講座

指標 2 : 大阪市が他の水道事業者からの支援要請を受けて開設する職員向け研修講座の登録講師である当社のプロパー社員数

目標 : 令和 4 年度 : 0 名(プロパー社員のさらなるレベルアップに向けた育成期間)
令和 5 年度 : 1 名以上

＜参考＞(中期目標における指標・目標)

指標 : 他の水道事業者からの支援要請に応えるために開設する 21 の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数

目標 : 令和 4 年度 19 講座以上(支援要請に応えるために必要となる 21 講座の 90%以上)

令和 5 年度 21 講座

(2) 財務運営の実績に関する指標・目標

健全な経営を将来にわたって安定的かつ継続的に行うためには、収入及び利益を確保する必要があります。

当社は、総費用に占める営業外支出の割合が低く、売上高や営業利益率を確保することで、安定的に純利益を確保し、将来にわたって安定的かつ継続的に事業活動を行う財政基盤が確保できることから、次のとおり指標・目標を設定します。

ア 収入の確保

指標 : 売上高

目標 : 令和 3 年度 : 15 億円以上
令和 4 年度 : 17 億円以上
令和 5 年度 : 18 億円以上

イ 利益の確保

指標 : 営業利益率

目標 : 令和 3 年度 : 5%以上
令和 4 年度 : 5%以上
令和 5 年度 : 5%以上